

Ⅲ 各種特例の概要等

1 住宅取得等資金の非課税制度

(1) 特例の概要

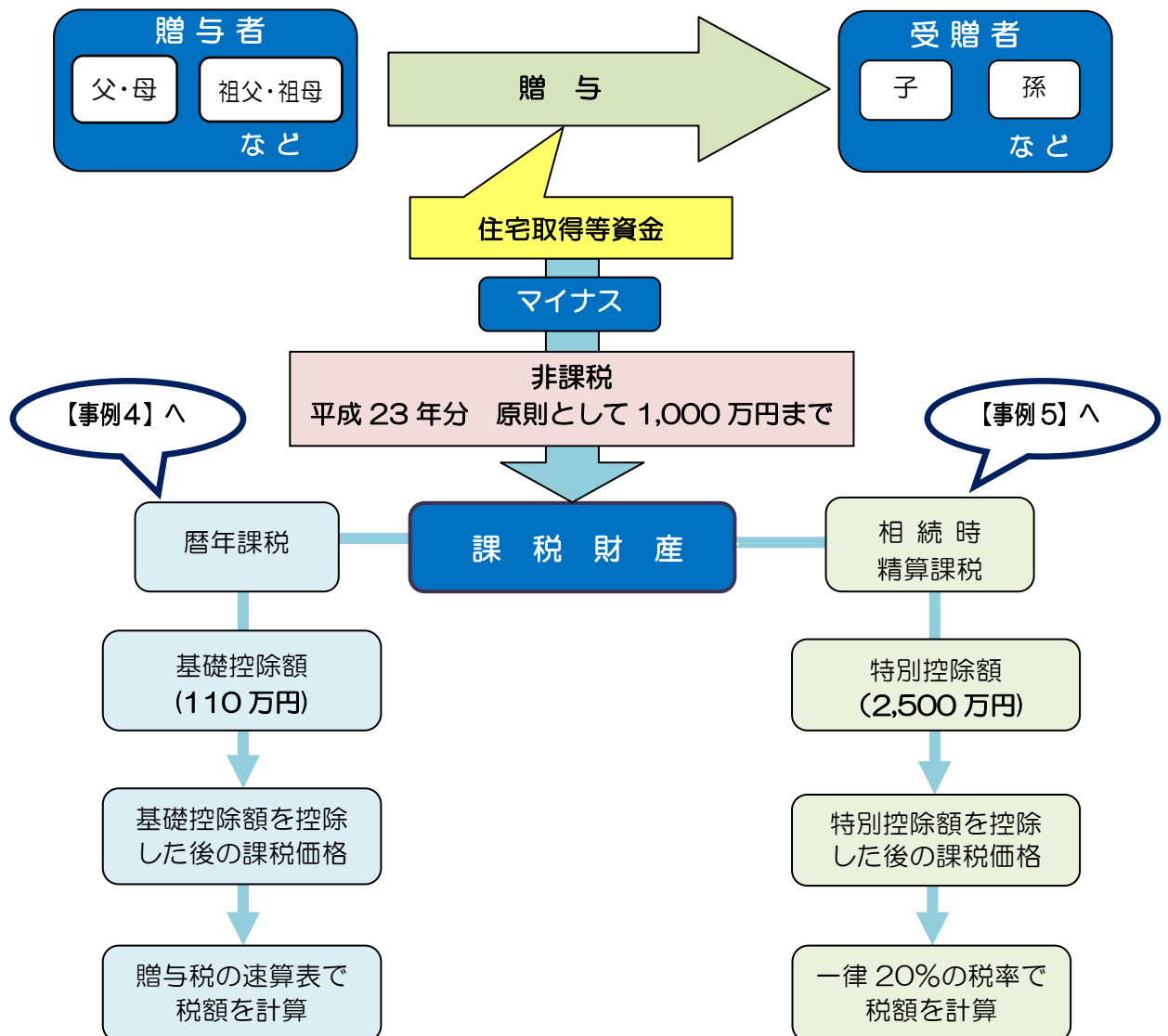
イ 住宅取得等資金の非課税制度（住宅資金非課税限度額 1,000 万円）

父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（「住宅取得等資金」といいます。）の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、住宅取得等資金のうち、平成 23 年の贈与についてこの制度の適用を受ける人は 1,000 万円までの金額について贈与税が非課税となります。

なお、平成 22 年分の贈与に住宅取得等資金の非課税制度（住宅資金非課税限度額 1,500 万円）の適用を受けた人が、平成 23 年分の贈与についてその制度の適用を受けるときは「1,500 万円から平成 22 年分でその制度の適用を受けた金額を控除した残額」が非課税となります（以下、これらの制度を「非課税制度」といいます。）。

(注) 平成 21 又は平成 22 年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）による改正前の租税特別措置法第 70 条の 2 第 1 項の規定により住宅取得等資金の非課税制度（住宅資金非課税限度額 500 万円）の適用を受けた人は、平成 23 年分の贈与税の申告で租税特別措置法第 70 条の 2 第 1 項の規定により住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けることはできません。

非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあつては基礎控除額（110 万円）を適用することができ、また、相続時精算課税にあつては特別控除額（2,500 万円）を適用することができます。なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母からの贈与に限られます。



ロ 住宅取得等資金の非課税限度額

平成 23 年分の贈与における住宅取得等資金のうち非課税となる金額（以下「非課税限度額」といいます。）は、以下の金額となります。

	平成 23 年分の贈与について初めて非課税制度の適用を受ける場合	平成 22 年分の贈与について非課税制度の適用を受けた場合
非課税限度額	1,000 万円	1,500 万円 - 平成 22 年分で非課税制度の適用を受けた金額

Q & A 配偶者の父からの住宅取得等資金の贈与

問： 私は妻の父から住宅取得のための資金の贈与を受けました。この資金について「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受けられますか。

答： 配偶者の父母（又は祖父母）は、あなたの直系尊属には当たりませんので、「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受けることはできません。

(2) 適用要件

イ 受贈者等の要件

要 件	
1	贈与を受けた時に、住所が日本国内にあること。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 ② 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。
2	贈与を受けた時に、贈与者の直系卑属であること。
3	贈与を受けた年の 1 月 1 日において、20 歳以上であること。
4	平成 24 年 3 月 15 日までに贈与を受けた住宅取得等のための金銭の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住すること又は平成 24 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みであること。
5	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が 2,000 万円以下であること。
6	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。
7	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）が日本国内にあること。

(注) 1 「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。

また、「住宅用家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

2 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の 2 分の 1 の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

□ 新築若しくは取得又は増改築等の要件

A 新築又は取得の場合の要件

要 件	
1	新築又は取得した住宅用家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	取得した住宅用家屋が次のいずれかに該当すること。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの （注）耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして、「耐震基準適合証明書」（家屋の取得の前日2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）又は「住宅性能評価書」の写し（家屋の取得の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）により証明されたもの

B 増改築等の場合の要件

要 件	
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき「確認済証」の写し、「検査済証」の写し又は「増改築等工事証明書」により証明されたものであること。
3	増改築等の工事に要した費用の額が100万円以上のものであること。 （注）増改築等の工事の部分に住居の用以外の用に供される部分がある場合には増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に充てられなければなりません。

（注） 「新築」には、平成24年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。また、「増改築等」には、平成24年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、平成24年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。

ハ 申告要件

「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」は、贈与税の申告書の提出期間内（4ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（38ページ以降参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

《特例の適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

「住宅取得等資金の非課税制度」又は「相続時精算課税選択の特例」のいずれかの特例の適用を受けて平成23年分の贈与税の申告をした人が、次の1又は2の事由に該当した場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成25年2月28日までに、平成23年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成23年分の贈与税の申告で、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人が次の1又は2の事由に該当した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 「平成24年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが居住していない人」又は「同日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了（その工事の状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人」が、平成24年12月31日までにその住宅用家屋に居住していない場合
- 2 「平成24年3月15日までに増改築等をしたが居住していない人」又は「同日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人」が、平成24年12月31日までにその住宅用家屋に居住していない場合

《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税制度」又は「相続時精算課税選択の特例」のいずれかの適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する住宅借入金等の年末残高については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

- 1 「住宅借入金等の金額」
 - 2 住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注1）から、「その贈与の特例を受けた部分の金額」を差し引いた額（注2）
- （注1）1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。
- （注2）平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税制度」の適用

問： 私は平成23年中に父と祖父から住宅取得のための資金として1,000万円ずつ贈与を受けました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受けられますか。

答： 「住宅取得等資金の非課税制度」は、平成23年中に贈与により取得した住宅取得等資金について、受贈者1人について1,000万円が限度となります。

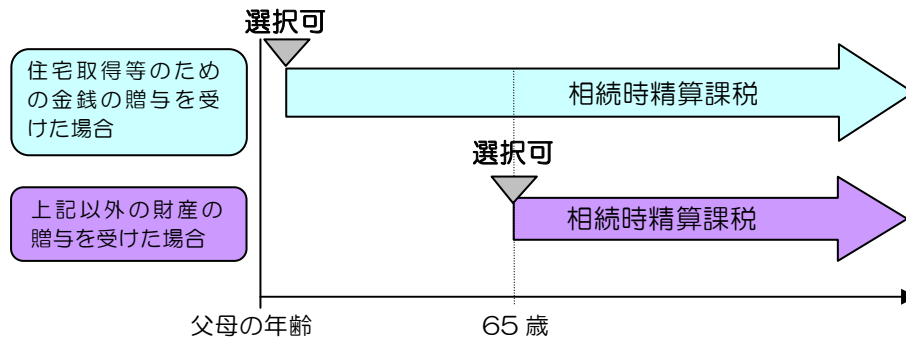
したがって、「住宅取得等資金の非課税制度」の適用は、あなたが贈与を受けた2,000万円（1,000万円×2人）のうち1,000万円が対象となります。

なお、「住宅取得等資金の非課税制度」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

2 相続時精算課税の特例

(1) 特例の概要

平成 23 年中に、原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者その贈与の年の 1 月 1 日において 65 歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



(2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 受贈者等の要件

要件	
1	贈与を受けた時に、住所が日本国内にあること。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 ② 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。
2	贈与を受けた時に、贈与者の直系卑属である推定相続人であること。
3	贈与を受けた年の 1 月 1 日において、20 歳以上であること。
4	平成 24 年 3 月 15 日までに贈与を受けた住宅取得等のための金銭の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住すること又は平成 24 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みであること。
5	自己の配偶者、親族など一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。
6	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）が日本国内にあること。

(注) 「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。

また、「住宅用家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

ロ 新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅取得等資金の非課税制度」の「新築若しくは取得又は増改築等の要件」と同じです（57 ページのロ参照）。

ハ 申告要件

「住宅取得等資金の非課税制度」の「申告要件」と同じです（57 ページのハ参照）。

Q & A 「相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成 22 年中に父（満 63 歳）から住宅取得のための資金として 1,500 万円の贈与を受け、平成 22 年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税制度」と「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

平成 23 年中に父から、自動車の購入資金として 300 万円の贈与を受けました。

私の平成 23 年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が 65 歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

3 農地等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要

農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等（注）1 参照）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下にその農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等（「特例農地等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の前日に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません（62 ページの（3）参照）。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署におたずねください。

（注）1 農地等とは、農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）に係るものを除きます。）及び採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）並びに準農地をいいます。

2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

3 都市営農農地等とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第 10 条又は同法第 15 条第 1 項の規定により買取りの申出がされたものを除きます。

4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10 年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者の要件

贈与の日まで 3 年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき （注）過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないこととなります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの 1 人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が 18 歳以上であること
2	贈与を受けた日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと

（注）贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署におたずねください。

ニ 申告の手続

この特例の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書に、46ページの表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（4ページ参照）に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、6ページのハを参照してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 農地等納税猶予税額の納付

イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について、農地法第32条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）があったことをいいます。）の場合も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
7	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後10年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合が7.3%に満たない場合には、その年中においては次ページの算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

(算式) $3.6\% \times \frac{(\text{前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率}+4\%)}{7.3\%}$

(例) 日本銀行が定める基準割引率が0.3%である場合……年2.1%

(注) 日本銀行が定める基準割引率が変動すると利子税の割合も変動します。詳しくは税務署(管理運営担当)におたずねください。

ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の軽減の特例

特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が2分の1に軽減されます。

なお、利子税の軽減の特例を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

4 非上場株式等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要

会社の後継者である受贈者（「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）を親族（贈与者）から、その親族（贈与者）が保有する非上場株式等の全部又は一定以上を取得し、その会社を経営している場合には、その経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限られます。）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その非上場株式等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等（「特例受贈非上場株式等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、経営承継受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に株式等納税猶予税額は免除されます。

同様に、経営承継受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合にも、その株式等納税猶予税額は、経営承継受贈者の死亡の時に免除されます。

また、上記以外にも、贈与税の申告期限後 5 年を経過した後に、一定の事由に該当した場合には、申請により、その株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除されます。

なお、贈与者又は経営承継受贈者の死亡の前日に、特例受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の事由が生じた場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署におたずねください。

(注) 1 この特例の適用を受けるためには、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（「円滑化法」といいます。）に基づき、会社が「経済産業大臣の確認」及び「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。これらの確認及び認定を受けるための具体的な要件及び手続については、最寄りの地方経済産業局におたずねください。なお、平成 23 年分の贈与について会社が「経済産業大臣の認定」を受けるためには、平成 24 年 1 月 16 日（月）までにその申請を行う必要があります。

2 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合とは、次の①から④のいずれかに該当した場合をいいます。なお、免除に際して、①又は②に該当した場合には、その該当することとなった日から 6 か月以内、③又は④のいずれかに該当した場合には、その該当することとなった日から 2 か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合	
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合
③	贈与税の申告期限後 5 年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合 イ 経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資（「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（「譲渡等」といいます。）した場合（その経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係のある者（「経営承継受贈者と特別の関係がある者」といいます。）以外の者のうちの一人の者として一定の要件を満たす者に対して行う場合や民事再生法又は会社更生法の規定による認可を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。） ロ 特例受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合 ハ 特例受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合
④	贈与税の申告期限後 5 年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

イ 贈与者の要件

贈与者は、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること
2	贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、経営承継受贈者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
3	贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、上記2のほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、上記2と同様の保有状況であったこと
4	贈与の時において会社の役員でないこと

(注) 1 代表権には制限が加えられたものを除きます(以下、ロにおいて同じです。)

2 「贈与者と特別の関係がある者」とは、贈与者の親族などその贈与者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者をいいます。

3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます(以下、ロにおいて同じです。)

4 「会社の役員」とは、会社法第329条第1項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます(以下、ロにおいて同じです。)

ロ 経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、贈与の時において贈与者の親族であって、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与の日において20歳以上であること
2	贈与の時において会社の代表権を有していること
3	贈与の時において、経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していること
4	贈与の時から贈与税の申告書の提出期限(提出期限までに経営承継受贈者が死亡した場合は、その死亡の日)まで引き続き特例受贈非上場株式等の全てを保有していること
5	贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員であること
6	経済産業大臣の確認を受けた会社に係る特定後継者であること

(注) 経営承継受贈者は、特例受贈非上場株式等に係る会社1社につき1人に限ります。

ハ 会社の要件

特例の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

要 件	
1	経済産業大臣の確認及び認定を受けていること
2	贈与の時において常時使用する従業員の数が1人以上であること なお、特例の対象となる会社の特別関係会社(注1)が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合(注2)には、常時使用する従業員の数が5人以上であること
3	資産管理会社(注3)に該当しないこと
4	風俗営業会社(注4)に該当しないこと
5	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超えていること(注5)
6	経営承継受贈者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類株式を有していないこと
7	中小企業者(注6)であること
8	贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者から現物出資又は贈与により取得した資産がある場合において、贈与の時におけるその資産の価額(注7)の合計額が贈与の時における会社の資産の価額の合計額の70%以上でないこと

9	<p>【平成 23 年 6 月 29 日以前の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特別関係会社が非上場会社に該当すること</p> <p>【平成 23 年 6 月 30 日以後の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特定特別関係会社（注 8）が非上場会社に該当すること</p>
10	<p>【平成 23 年 6 月 29 日以前の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと</p> <p>【平成 23 年 6 月 30 日以後の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特定特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと</p>
11	<p>【平成 23 年 6 月 29 日以前の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特別関係会社が中小企業者であること</p> <p>【平成 23 年 6 月 30 日以後の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特定特別関係会社が中小企業者であること</p>

- (注) 1 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 6 項に規定する会社をいいます。
- 2 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 8 項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式又は出資を有する場合に限ります。
- 3 資産管理会社とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号又は第 9 号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（経営承継受贈者及び租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 11 項に定める経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の 70%以上の会社やこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の 75%以上の会社などをいいます。なお、(a) 贈与の日まで引き続き 3 年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付けなどの業務を行っていること、(b) 贈与の時において常時使用する従業員の数が 5 人以上であること、(c) 贈与の時において、その会社が (b) の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たす場合には、資産管理会社に該当しません（以下、67 ページの (3) イにおいて同じです。）。
- 4 風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 5 贈与の日が当該贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前における総収入金額が零を超える必要があります。
- 6 中小企業者とは、円滑化法第 2 条各号のいずれかに該当する会社をいいます。
- 7 その会社が贈与の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。
- 8 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 7 項に規定する会社をいいます。

二 特例対象贈与の要件等

この特例の適用を受けるには、下表の①に該当する場合には下表中の限度数 (a) の全部、②に該当する場合には下表中の限度数 $(c \times \frac{2}{3} - b)$ 以上の数の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この特例の対象となる非上場株式等の数は、次の a、b、c の数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります（持分会社の場合も下表に準じます。）。

- 「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
「b」… 経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
「c」… 贈与の時に会社の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
①	$a + b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数 (a)
②	$a + b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の 3 分の 2 から経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数を控除した数 $(c \times \frac{2}{3} - b)$

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、
2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、
3 $c \times \frac{2}{3}$ の計算において 1 株 (円) 未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

ホ 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載の上、54 ページの表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（4 ページ参照）に提出するとともに、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保（特例非上場株式等でなくても差し支えありません。）を提供する必要があります。

- (注) 1 特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税に見合う担保の提供があったものとみなされます。
- 2 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局（供託所）に供託し、法務局（供託所）から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。なお、株券が発行されていない場合には、会社に対して株券の発行を請求する必要があります。詳しくは税務署（管理運営担当）におたずねください。

へ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、株式等納税猶予税額の免除又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、贈与税の申告期限後 5 年間は毎年、5 年経過後は 3 年ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨及び会社の状況等に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を所轄の税務署へ提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出期限や添付書類など、詳しくは税務署におたずねください。

(注) 継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切れ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 株式等納税猶予税額の納付

イ 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税は、次の表に掲げる場合などに該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署におたずねください。

(主な場合)

1	特例受贈非上場株式等について譲渡等があった場合
2	申告期限後 5 年以内に経営承継受贈者が代表者でなくなった場合
3	申告期限後 5 年以内の一定の基準日において雇用の 8 割を維持できなくなった場合
4	会社が資産管理会社に該当した場合
5	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間（日数）に応じ、年 3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率に 4%を加算した割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

$$\text{(算式)} \quad 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{(前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率} + 4\%)}{7.3\%}$$

(例) 日本銀行が定める基準割引率が 0.3%である場合……年 2.1%

(注) 日本銀行が定める基準割引率が変動すると利子税の割合も変動します。詳しくは税務署（管理運営担当）におたずねください。

5 相続時精算課税の適用を受ける森林についての相続税の課税価格の軽減措置

(1) 概要

被相続人である特定贈与者（27 ページの（注）1 参照）の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林施業計画対象山林について 5%減額する特例です。）を受けるためには、**贈与税の申告書の提出期間内（4 ページ参照）に、贈与税の申告書に下記(3)の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。**

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署におたずねください。

(2) 特定受贈森林施業計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第 11 条第 4 項（森林法第 12 条第 3 項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 2 項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第 3 項において準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第 11 条第 1 項に規定する森林施業計画が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除きます。）であること。

（注） 森林施業計画には、森林法第 11 条第 4 項第 2 号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第 1 項に規定する森林施業計画のうち森林法施行規則第 13 条第 2 項第 3 号ハに規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。）及び森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

(3) 申告の手続

この届出をするためには、贈与税の申告書の提出期間内（4 ページ参照）に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」（70 ページ参照）と 26 ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

（注） 相続時精算課税選択届出書及び 26 ページの添付書類は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添 付 書 類	
1	平成__年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し
3	2 の森林施業計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

（注） 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署におたずねください。

6 災害により受贈財産に被害を受けた場合

(1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した特定土地等又は特定株式等（平成23年3月11日において所有していたものに限り、）の価額は、その取得の時の時価によらず、「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」によることができます。

- (注) 1 「特定土地等」とは、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（以下「指定地域」といいます。）内にある土地等をいいます。
- 2 「特定株式等」とは、指定地域内にある一定の動産及び不動産等の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（上場株式等を除きます。）をいいます。
- 3 「指定地域」及び「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

【参考】東日本大震災の発生日以後に贈与により取得した指定地域内にある土地等又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の評価

平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に贈与により取得した指定地域内にある土地等又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の価額は、原則として、上記(2)の評価方法に準じて評価することができます。

- (注) これらの財産の具体的な評価方法については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

(3) 「住宅取得等資金の贈与税の特例」に係る入居要件等の特例

この特例は、平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した金銭について住宅取得等資金の贈与税の特例（住宅取得等資金の非課税制度及び相続時精算課税選択の特例をいいます。）を適用する（した）場合において、東日本大震災により特例の対象となる住宅が損壊し通常の修繕によっては原状回復が困難となったため入居できなくなった場合には、入居要件が免除されます。

イ 平成22年分

東日本大震災により特例の対象となる住宅の修繕が必要となるなど期限までに入居できなくなった場合には、入居期限が1年間延長されます。

ロ 平成23年分

東日本大震災により特例の対象となる住宅を期限までに取得できなくなった場合には、取得期限と入居期限が1年間延長されます。

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

7 相続時精算課税選択届出書の様式



相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降用)

平成____年____月____日 _____税務署長 殿	受 贈 者	住 所 又は 居 所	〒 電話(- -)
		フリガナ	
		氏 名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日) (印)
		特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は居所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。
 なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
 - (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
 - (3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
 - (4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿						確認
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平23.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

書 き か た 等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

7 その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。